

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する件（告示案）」
に関する意見募集の結果について

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・改正案では、委託者、受託者、再委託者の3当事者が登場するケースを念頭にした再委託の説明がなされていると感じますが、いわゆる「再々委託」といった委託者、受託者、再委託者、再々委託者の4当事者の当事者が登場するケースについても、考慮するようお願いします。 ・（新設）となる説明文においては、複数の当事者が登場します。文章のみならず、当事者の関連図を補足の上、説明をお願いします。 ・「最初の委託者の許諾を得ていることを確認」するための雛形書式（再委託の許諾書、同意書など）を貴委員会より例示いただきたく存じます。 ・再委託における委託者、受託者、再委託者には、それぞれの立場において、法違反を回避するためにはどのような留意事項があるのか、誰から誰に対し、何をしなければ法違反になるのか、といったそれぞれの立場が法令遵守のために自覚すべき事項の説明を具体的にお願いします。 特に、委託者・再委託者間においては、コミュニケーションも取りにくい関係にあることが通例的であることから、それぞれの立場において確認すべき事項について、念入りな説明をお願いします。 できれば、確認すべき事項をまとめた雛形のチェックリストなどを貴委員会より例示いただきたく存じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第10条第2項により、再委託先や再々委託先にも委託先（受託者）と同様の規定が適用されることとなるため、いわゆる「再々委託」が行われている場合であっても、考え方は同様です。 ・御意見を踏まえ、それぞれの当事者の留意事項について、Q&A（Q3-8-2）を追加・公表します。 ・再委託の許諾書等について雛形を示すことは予定しておりません。任意の書式で差し支えありません。 ・御意見を踏まえ、それぞれの当事者の留意事項について、Q&A（Q3-8-2）を追加・公表します。
2	全体	<ol style="list-style-type: none"> 1) 委託元の許諾のない再委託について、番号法の提供制限や収集・保管制限などに違反することをガイドラインに明記することには賛成です。 2) しかし再委託の効果の項目では「違反すると判断される可能性があるため、留意する必要がある。」、収集制限の項目では、「番号法違反と判断される可能性がある。」というあいまいな表現になっています。 	<ol style="list-style-type: none"> 1)・2) 提供制限に関しては、現状の案においても、「委託を受けた者が、番号法第10条の規定に違反して、最初の委託者の許諾を得ずに個人番号関係事務又は個人番号利用事務を再委託した場合、委託を受けた者は同法第19条（提供制限）にも違反する」旨を明記しています（ガイドライン第4-2-(1)2B等）。

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>個人情報保護委員会も 2019 年 3 月に公表した「特定個人情報等のデータ入力業務の委託先に対する監督について」では、契約締結時に委託先に対して「無断で再委託を行った場合には番号法違反及び番号法上の漏えいに該当することを説明する」と明記しており、ガイドラインでも「可能性がある」ではなく、違反であることをはっきりさせるべきです。</p> <p>3) 収集制限の項目では、ただし書きで「『個人番号関係事務又は個人番号利用事務の再委託』に該当することを、当該再委託を受ける者が認識できない状況で再委託が行われていた場合は、一般に、特定個人情報を収集したとは解されない」となっています。</p> <p>しかし委託契約書等に明記していなくても、受託した段階で個人番号が含まれていることは認識できるはずであり、受託した事業者が個人番号を利用する事務だと認識できないということは考えられません。</p> <p>どういう状況で認識できないということがあるのか、明確にしてください。</p> <p>4) 今回の改正は、最初の委託者の許諾を得ずに再委託した事案が相次いで判明していることに対して、番号法違反と判断され得る事例を改めて明確化する必要があるためとされています。</p> <p>しかし 2019 年 3 月公表の「特定個人情報等のデータ入力業務の委託先に対する監督について」では、無断で再委託を行った場合には番号法違反及び番号法上の漏えいに該当することを明記しています。</p> <p>ガイドラインでも、単に番号法違反であることを追加するだけでなく、番号法上の漏えいに該当することも追加し、「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応」により対応する必要があることを明記すべきです。</p>	<p>収集制限に関しては、現状の案において、「『個人番号関係事務又は個人番号利用事務の再委託』に該当することを、当該再委託を受ける者が認識できない状況で再委託が行われていた場合は、一般に、特定個人情報を収集したとは解されない」旨を明記しており（ガイドライン第 4-3-(3) A)、必ずしも番号法違反と判断されるものではありません。</p> <p>提供の求めの制限に関しても、収集制限と同様に、上記のような場合においては、一般に、個人番号の提供を求めたとは解されません。</p> <p>3) 委託業務の内容は様々であり、個別の事例ごとに判断することになりますが、例えば、データ入力を再委託された文書中の一部のみに個人番号が記載されており、かつ、当該個人番号が数字の羅列のみであった場合など、再委託を受けた者にとって、当該再委託が「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の再委託」に該当することを認識することが困難なケースは存在し得ると考えられます。</p> <p>4) 今回のガイドライン改正の趣旨は、番号法違反と判断され得る事例を改めて明確化することであり、番号法上の漏えいに該当するかどうかについては記載していません。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
3	第4-2-(1) 2	<p>【基本的な考え方】 今回ガイドライン見直しのきっかけとなった、再委託先における特定個人情報情報の不適切な取扱いの事案では、再委託先事業者において、ISMS 認証やプライバシーマークの取得を行うなど、従前のガイドラインに則した形式的なセキュリティ要件は満たしているという事実があった。 しかし、実態として、これらの認証は、取得又は更新時の確認のみが行われており、実際の運用ベースでも同様のセキュリティが維持されているのかまでは保証されない。 よって、今回の見直しにあたっては、前記の認証制度を補完するため、情報セキュリティについて一定の知見を有する者（情報処理安全確保支援士その他の情報セキュリティにかかる知識レベルが客観的に担保されている者が望ましい。）が、定期的に、契約上のセキュリティ要件の運用における遵守状況を確認することを盛り込むべきであると考えます。</p> <p>具体的な修正案としては、以下のようなものが考えられる。</p> <p>事業者編・行政機関等・地方公共団体編の全てについて 第4-2-(1)-2 再委託 B 再委託の効果（第10条第2項） …最初の委託者から月1度以上の、情報セキュリティについて一定の知見を有する者（情報処理安全確保支援士その他の情報セキュリティにかかる知識レベルが客観的に担保されている者が望ましい。）による定期的な確認を得ることを条件として、その事務を更に再委託することができる。</p> <p>あわせて、今回改正の対象範囲外となっているが、再委託管理の強化という観点から考えると、以下の再委託の条件にかかる記述については、 第4-2-(1)-2 再委託 A 再委託の条件（第10条第1項）について</p>	<p>番号法において、最初の委託者の許諾を得ることが再委託を行うための要件とされており、御意見の文言を本ガイドラインに規定することは適当ではないと考えます。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者から月1度以上の、情報セキュリティについて一定の知見を有する者（情報処理安全確保支援士その他の情報セキュリティにかかる知識レベルが客観的に担保されている者が望ましい。）による再委託先への定期的な確認を得ることを条件とした場合に限り、再委託をすることができる。	
4	第4-3-(3) A (別冊) 3-(3)A	<p>当該再委託が「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の再委託」に該当するかないかに関わらず、再委託によって特定個人情報が収集された場合、特定個人情報が収集された事になるので、「一般に、特定個人情報を収集したとは解されない。」という記述については、改められたい。</p> <p>適切な手続きによる収集でなかったとしても、収集は収集であり、その収集の事実については認めた上で、その収集した特定個人情報について、何らかの処分を行う必要があるはずであるから、その様な記述を行うようにされたい。</p> <p>(いきなり、事実と反する、「特定個人情報を収集したとは解されない。」という記述を行ってくるのは、狐狸にばかされている様な感じになるのであるが、アクシデンタルな形での結果的な収集も、収集の事実については認めての措置を講じるのが適切であると考え。(政府個人情報保護委員会が、その様な収集は、合法・適法であり、認めるべきである、としたいくない限り、そうなるはずである。当然にそうなるはずであるが、少々怪しい記述が飛び出てきたので国民としては不安視する。))</p>	<p>「一般に、特定個人情報を収集したとは解されない」との記載は、再委託を受ける者にとって、当該再委託が「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の再委託」に該当することを認識できない状況で再委託が行われていた場合を想定したものです。</p> <p>「収集」とは「集める意思をもって自己の占有に置くこと」を意味します(ガイドライン第4-3-(3)A)が、上記のような場合においては、再委託を受ける者は、当該委託業務において特定個人情報を取り扱うことを認識しておらず、特定個人情報を集める意思を欠いていると考えられることから、一般に、特定個人情報の「収集」に当たらないと解されます。</p> <p>なお、上記のような場合であっても、最初の委託者の許諾を得ずに再委託を行った者は番号法第10条及び第19条に違反することとなるため、必要に応じて、最初の委託者、無許諾で再委託を行った者等に対して監視・監督活動等を実施することにより、特定個人情報の適正な取扱いの確保を図ります。</p>

※ 上記意見のほか、告示（案）の内容とは関係がないと考えられる御意見が22件（1名）ありました。御意見ありがとうございました。

【凡例】

- 「番号法」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- 「ガイドライン」：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）
- ・ 「(別冊)」：(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
- 「Q&A」：「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A